

合併の期日の変更について

1. 変更内容

「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。

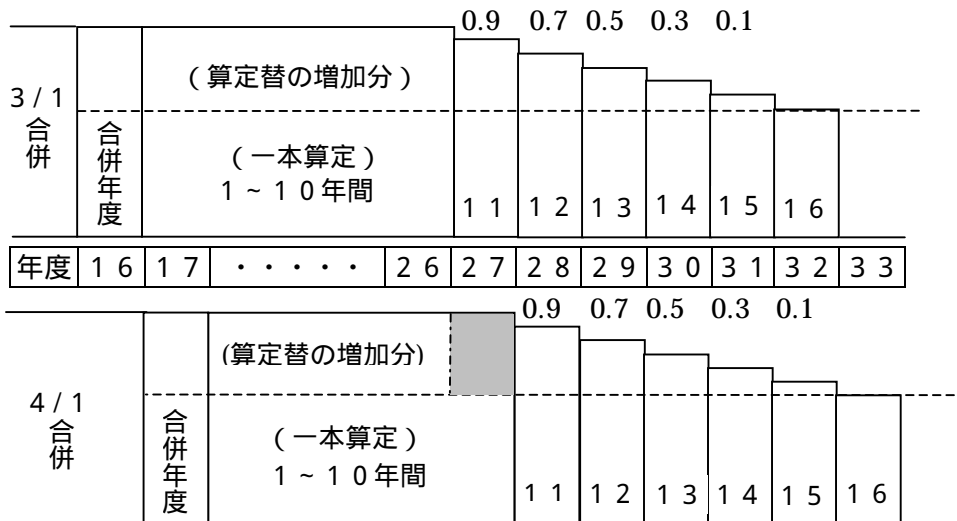
2. 変更理由

「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の改正による。

従前の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併が行われることを要件としていたため、本協議会も平成17年3月1日を目標期日としていましたが、今回の改正により平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行えば現行の合併特例法の規定を適用できることとなったため。

3. 変更による主なメリット

- 1) 平成17年3月の1ヵ月分の予算、決算、決算監査等の手間が省け、事務経費削減につながる。
- 2) 地方交付税の優遇措置が、実質1年間延長される。



【参考法令】

「市町村の合併の特例に関する法律」の改正(附則第2条第2項)

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。